

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 6 号

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成１１年川崎市規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第１項中「第１６条の３第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。次項において同じ。）及び第４４条の１１第１項」を加え、「第１号様式」を「第１号様式の２」に改め、同条第２項中「第１６条の３第１項」の次に「及び第４４条の１１第１項」を加え、「第１号様式の２」を「第１号様式の３」に改め、同条第３項中「第１６条の３第３項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び第４４条の１１第３項」を加え、「第１号様式の３」を「第１号様式の４」に改め、同条を第１条の３とする。

第１条の次に次の１条を加える。

（質問又は調査に応ずべきことの命令）

第１条の２ 保健所長は、法第１５条第８項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第２項の政令により、同条第１項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第２項の政令により、同条第１項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）を含む。）に規定する質問又は調査に応ずべきことの命令をするときは、質問又は調査に応ずべきことの命令書（第１号様式）により行うものとする。

第２条第１項中「第１７条第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政

令によって適用される場合を含む。) 及び第 4 5 条第 1 項」を加え、同条第 2 項中「第 1 7 条第 2 項」の次に「(法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 及び第 4 5 条第 2 項」を加える。

第 3 条中「第 1 8 条第 1 項」の次に「(法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 」を加える。

第 4 条第 1 項中「を含む。) 」を「並びにこれらの規定が法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 並びに第 4 6 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「を含む。) 」を「並びにこれらの規定が法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 並びに第 4 6 条第 2 項及び第 3 項」に改め、同条第 3 項中「を含む。) に」を「、法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 及び第 4 6 条第 4 項に」に、「を含む。) の規定により入院している患者については入院期間延長書」を「、法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 及び第 4 6 条第 1 項の規定により入院している患者（新感染症の所見がある者を含む。次条第 1 項第 1 号を除き、以下同じ。) については入院期間延長書」に、「を法第 2 6 条において準用する場合を含む。) 」を「を法第 2 6 条において準用する場合並びにこれらの規定が法第 4 4 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。) 並びに第 4 6 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第5条第1項中「の規定により同項各号」を「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この項（第1号を除く。）並びに第7条第1項及び第3項において同じ。）の規定により法第37条第1項各号」に改め、同項第1号中「第37条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、法第44条の3の2第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第50条の3第1項の規定によりこれらの規定に規定する医療に要した費用について市が負担する額について準用する。この場合において、第1項ただし書中「同項」とあるのは「法第44条の3の2第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第50条の3第1項」と、前項中「前項本文」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項本文」と読み替えるものとする。

第6条第1項中「又は法」を「若しくは」に、「の属する年度（当該入院」を「又は法第44条の3第2項若しくは第50条の2第2項の規定による外出しないことの協力の求めのあった月の属する年度（当該入院又は当該求め」に改め、同項ただし書中「入院し、又は退院した」を「市が費用の負担を開始し、又は終了した」に改める。

第9条第1項中「第42条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加える。

第10条中「結核健康診断月報」を「結核健康診断報告書」に改める。

別表中「入院患者」を「患者」に改める。

第 1 号様式の 3 中「第 1 6 条の 3 第 3 項」を「_____」に

、

「

5 検体の採取を実施する方法

」

を

「

5 検体の採取を実施する方法

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改め、同様式を第 1 号様式の 4 とする。

第 1 号様式の 2 中「第 1 6 条の 3 第 1 項」及び「第 1 6 条の 3 第 3 項」を「

_____」に改め、同様式を第 1 号様式の 3 とする。

第 1 号様式中「第 1 6 条の 3 第 1 項」及び「第 1 6 条の 3 第 3 項」を「_____」

_____」に改め、同様式を第 1 号様式の 2 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

第 1 号様式

質問又は調査に応ずべきことの命令書

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定により、同条第 1 項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に応じること
を命じます。

年 月 日

川崎市保健所長 印

1 対象者

2 命令をする理由

3 その他

この命令を受けた者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこの規定による調査
を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、同法第 8 1 条の規定により 3 0 万円以下の
過料に処されます。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場
合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して
6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起する
ことができます。

第 2 号様式中「第 1 7 条第 1 項」及び「第 1 7 条第 2 項」を「_____」に改める。

第 2 号様式の 2 中「第 1 7 条第 2 項」を「_____」に、

「

5 健康診断の方法

」

を

「

5 健康診断の方法

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改める。

第 3 号様式中「第 1 8 条第 1 項」及び「第 1 8 条第 3 項」を「_____」に改める。

第 4 号様式中「第 _____ 条第 1 項」を「_____」に、
「

- (1) この勧告に従わない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 _____ 条第 _____ 項の規定により、上記の医療機関へ入院の措置をすることがあります。
- (2) 入院後に病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと。）が確認されたときは、退院となります。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 2 2 条第 3 項の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。

」

を

「

- (1) この勧告に従わない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____の規定により、上記の医療機関へ入院の措置をすることがあります。
- (2) この勧告により入院した者がその入院の期間中に逃げたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 8 0 条の規定により、5 0 万円以下の過料に処されます。
- (3) 入院後に病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）が確認されたときは、退院となります。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。

」

に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式

入 院 措 置 書

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定により、次のとおり入院の措置をします。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 対象者
- 2 入院の措置をする理由
- 3 入院すべき期限
- 4 入院すべき医療機関
- 5 入院すべき期間
- 6 その他
 - (1) 入院後に病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）が確認されたときは、退院となります。
 - (2) この措置により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又はこの措置を実施される者が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 80 条の規定により、50 万円以下の過料に処されます。
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 6 号様式中「第 2 0 条第 4 項」を「_____」に、

「

- (1) 病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと。）が確認されたときは、退院となります。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 2 2 条第 3 項の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。

」

を

「

- (1) 病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）が確認されたときは、退院となります。
- (2) この勧告により入院した者がその入院の期間中に逃げたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 8 0 条の規定により、5 0 万円以下の過料に処されます。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。

」

に改める。

第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号様式

入院期間延長措置書

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定により、次のとおり入院の期間の延長の措置をします。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 対象者
- 2 入院期間の延長の措置の理由
- 3 入院すべき期間
- 4 その他
 - (1) 病原体を保有していないこと（二類感染症にあつては、当該感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）が確認されたときは、退院となります。
 - (2) この措置により入院した者がその入院の期間中に逃げたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 80 条の規定により、50 万円以下の過料に処されます。
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____
の規定により、川崎市保健所長に対し、退院を求めることができます。
 - (4) 入院期間が 30 日を超える場合は、文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求及び再々審査請求を含む。）をすることができます。

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 8 号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、
「第 3 7 条第 1 項」を「_____」に改め、「注 申請者氏名
については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。」を削
り、
「

(3) 市（区）町村長が発行する市町村民税の納税通知書又は課税証明書

」

を

「

(3) 市（区）町村長が発行する市町村民税の納税通知書又は課税証明書

(4) 世帯調書兼同意書

」

に改める。

第 9 号様式（表）中「印」を削り、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

Ⅶ 菌検査所見	1 塗抹・培養・同定検査(診断時、前回申請以降の経過)		2 核酸増幅法検査(診断時)	
	検体採取日	検体の種類*	塗抹検査	培養検査
	年 月 日			同定検査
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
3 薬剤感受性試験(直近のもの)				
検体採取日		比率法	従来法	
年 月 日		年 月 日	年 月 日	
薬剤の種類				
INH		(0.2 μg/ml)感・耐	(0.1 μg/ml)感・耐	
RFP		(40 μg/ml)感・耐	(50 μg/ml)感・耐	
EB		(2.5 μg/ml)感・耐	(2.5 μg/ml)感・耐	
SM		(10 μg/ml)感・耐	(20 μg/ml)感・耐	
4 菌培養陰性化確認の有無(継続申請時)				
・陰性化確認(最後に培養陽性であった検体の採取日 年 月 日)		・陰性化未確認		
Ⅷ 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ測定	1 陽 性 2 陰 性 3 未検査			
Ⅸ ツベルクリン反応検査所見・BCG接種歴(継続申請時不要)	1 最終ツベルクリン反応検査結果		判定日 年 月 日	
	($\frac{\quad \times \quad}{\quad \times \quad}$) ($\times$)		水疱・壊死・出血・その他()	
	2 上記以前のツベルクリン反応検査の有無		あり(年 月あるいは 歳)・なし	
	3 ツベルクリン反応陽転時期		年 月あるいは 歳(頃) ・不明	
	4 BCG最終接種歴		年 月あるいは 歳(頃) ・接種歴なし ・不明	
Ⅹ 現在の治療内容	今回申請する治療	1 化学療法(抗結核薬)		
		a INH b RFP(RBT) c PZA d SM e EB f LVFX g KM h TH		
		i PAS j CS k()		
		2 局所療法に用いる抗結核薬()		
		3 副腎皮質ホルモン剤使用の有無 あり(薬品名:) ・なし		
		4 外科的療法(術式等)		
		手術(予定)時期 年 月 日(頃)		
		入院(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日		
		5 骨関節結核に対する装具療法の有無 あり ・なし		
		併用化学療法		
Ⅺ 今後の治療予定	a この申請を最後として終了予定である。(年 月 日頃終了予定)			
	b 継続する必要があると考えている。			
	c 現段階では、終了・継続のどちらとも言えない。			
	d 化学療法を開始した上で、外科療法を考慮したい。			
	e 感染症診査協議会の意見を聞きたい。			
		f その他()		
備考 (診査の参考となるべき事項等をご記入ください。)				
年 月 日		医療機関の所在地		
		医療機関の名称		
		医 師 氏 名 _____ 印		

添付書類 1 入院勧告書、入院措置書、入院期間延長書又は入院期間延長措置書の写し
2 患者及びその配偶者並びに民法第877条第1項に定める扶養義務者の費用の負担能力を証明する書類
(1) 生活保護を受けている場合は、被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長の証明書
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合は、被支援者であることを証明する市長の証明書
(3) 市(区)町村長が発行する市町村民税の納税通知書又は課税証明書
(4) 世帯調査兼同意書

第 1 2 号様式（表）中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式（裏）中

「

- 1 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 7 条第 1 項に規定する医療を受けた場合は、次に掲げる書類を添付してください。

」

を

「

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____に規定する医療を受けた場合は、次に掲げる書類を添付してください。

」

に、

「

（3）当該医療に要した費用を証明する書類

- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する医療を受けた場合は、次に掲げる書類を添付してください。

」

を

「

エ 世帯調書兼同意書

（3）当該医療に要した費用を証明する書類

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する医療を受けた場合は、次に掲げる書類を添付してください。

」

に改める。

第 1 4 号様式及び第 1 5 号様式を次のように改める。

第 1 4 号様式

(表)

結核健康診断報告書

(宛先) 川崎市長

報告年月日 年 月 日

事業所の名称
所 在 地
実 施 者 名

実施者別 項 目		事業者	学校の長	施設の長
対 象 者 数				
受 診 者 数				
方 法 別 受 診 者 数	間 接 撮 影			
	直 接 撮 影 (デジタル撮影を含む。)			
	かくたん 喀 痰 検 査			
	その他()			
被発見者数	結 核 患 者			
	結核発病のおそれがあると診断された者			
未 受 診 の 理 由				

注 記入に当たっては、裏面の注意書きをよくお読みください。

実施者	対象者 (時期)
事業者	従事者 (毎年度)
学校長	高校生・大学生等 (入学年度)
施設の長	入所者：65歳以上 (毎年度)

(裏)

記入上の注意事項

- 1 実施者別の該当欄に、記入してください。
- 2 方法別受診者数欄は、エックス線撮影を実施した場合は直接撮影として計上し、ＣＴ（コンピュータ断層撮影）のみを実施した場合はこの欄に計上せずに、未受診の理由欄にその旨及び該当する受診者数を記入してください。間接撮影、直接撮影及び喀痰検査以外の検査を実施した場合はその他として計上し、実施した検査項目を括弧内に記入してください。
- 3 学校の長、施設の長又は市町村長が所属の職員について実施したときは、事業者として報告してください。

事業者とは、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除きます。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院並びに社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号までに規定する施設の長をいいます。
- 4 施設の長とは、社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号までに規定する施設の長をいいます。
- 5 対象者数は基準日を定め、年度の対象者を記入してください。
- 6 対象者のうち受診していない者がいる場合は、未受診の理由欄に主な未受診の理由を記入してください。
- 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の４に規定する健康診断を事業所外で受けていることを確認した場合は、受診者数に加えてください。

第 1 5 号様式

結核患者入退院届出票

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

病 院 名
所 在 地
管理者氏名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 5 3 条の 1 1 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 入院時

結核患者	住 所	
	氏 名	
※保護者	住 所	
	氏 名	
病 名		
入 院 年 月 日		年 月 日
その他連絡事項		

2 退院時

結核患者	住 所	
	氏 名	
	年 齢	歳
	性 別	
	職 業	
※保護者	住 所	
	氏 名	
病 名		
退 院 年 月 日		年 月 日
退院時の病状及び菌排せつの有無		
^{かくたん} 喀痰塗抹 陽性 () ・ 陰性 (月 日検査) 培 養 陽性 ・ 培養中 ・ 陰性 (月 日検査)		
退院事由		
感染性の消失 ・ 軽快 ・ 自己退院 ・ 結核死亡 ・ 結核外死亡 ・ 転院 その他連絡事項 (転院の場合は、転院先の医療機関名を記載してください。)		

※ 保護者の欄は、結核患者が成年に達していない場合に記載してください。

第 16 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

申請者 団体名

所在地

代表者の氏名

印

」

を

「

申請者 団体名

所在地

代表者の氏名

施設の名称

施設所在地

」

に改める。

第 17 号様式中

「

補助金交付申請額 (A) × (B)

」

を

「

(A) × (B)

」

に、

「

合 計			
-----	--	--	--

」

を

「

合 計			(C)
補助金交付申請額 (C) × 補助率(2 / 3)			

」

に改める。

第 1 9 号様式中

「

氏 名 様

」

を

「

氏 名 様

施設の名称

施設所在地

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票（同規則第 8 号様式、第 9 号様式

、第 12 号様式及び第 14 号様式から第 17 号様式までに限る。) で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。